6　一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）を営んではならないものとする一方、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。）又は発電事業（当該小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）を営むことができることとした。（第二二条の二関係）

7　一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下「取締役等」という。）又は使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）を兼ねてはならないものとするなど、一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等について規定することとした。（第二二条の三等関係）

二　ガス事業法の一部改正関係

1　定義

㈠　この法律において「ガス小売事業」とは、小売供給を行う事業（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。）をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈡　この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいい、当該導管により最終保障供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分を除く。）を含むこととした。（第二条第五項関係）

㈢　この法律において「ガス製造事業」とは、自らが維持し、運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であって、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するものをいうこととした。（第二条第九項関係）

2　ガス小売事業

ガス小売事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならないこととする等の所要の規定を整備することとした。（第三条～第三四条関係）

3　一般ガス導管事業

一般ガス導管事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととする等の所要の規定を整備することとした。（第三五条～第七一条関係）

4　ガス製造事業

ガス製造事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス製造事業の用に供するガス工作物の設置の場所等を経済産業大臣に届け出なければならないこととする等の所要の規定を整備することとした。（第八六条～第一〇四条関係）

5　一般ガス導管事業者（その一般ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特別一般ガス導管事業者」という。）は、ガス小売事業又はガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。）を営んではならないこととした。（第五四条の二関係）

6　特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者の取締役等又は従業者を兼ねてはならないものとするなど、特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等について規定することとした。（第五四条の四等関係）

三　熱供給事業法の一部改正関係

熱供給事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならないこととする等の所要の規定を整備することとした。（第三条～第一六条の二関係）

四　その他

1　所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第七三条関係）

2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第七七条～第九八条関係）

五　この法律は、一部の規定を除き、平成三二年四月一日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第二五二号）（経済産業省）

1　貿易経済協力局、貿易振興課及び貿易管理課の所掌事務を変更することとした。（第六条、第四六条及び第五一条関係）

2　製造産業局、商務情報政策局及び産業機械課の所掌事務を変更するとともに、製造産業局生物化学産業課を商務情報政策局へ移管することとした。（第八条、第九条、第六六条、第七一条、第七四条、第八〇条及び第八八条関係）

3　この政令は、平成二七年七月一日から施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五三号）（警察庁）

1　改正の内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第四五号）の一部の施行に伴い、客にダンスをさせる営業に関連する規定について所要の整理を行うこととした。

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民年金法施行令の一部を改正する政令（政令第二五四号）（厚生労働省）

1　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第六四号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第一一条の七及び第一一条の八関係）

2　この政令は、平成二七年七月一日から施行することとした。

◇平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の施行期日を定める政令（政令第二五五号）（文部科学省）

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の施行期日を平成二七年六月二五日とすることとした。

◇平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（政令第二五六号）（文部科学省）

1　国有財産の無償使用

㈠　国が平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（以下「法」という。）第一四条の規定により無償で使用させることができる国有財産は、同条に規定する国有財産のうち競技施設等の用に供されるものとすることとした。（第一条第一項関係）

㈡　国が法第一四条の規定により国有財産を無償で使用させることができる者は、組織委員会（法第八条第一項に規定する組織委員会をいう。）等とすることとした。（第一条第二項関係）

㈢　国が法第一四条の規定により国有財産を無償で使用させることができるのは、平成三三年三月三一日までを限度とすることとした。（第一条第三項関係）

2　派遣職員（法第一七条第七項（法第二七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。3において同じ。）に関し、法第二〇条第四項（法第二七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第九九条第二項の規定により組織委員会及び国がそれぞれ負担すべき金額を定めることとした。（第二条関係）

3　派遣職員に関し、国家公務員共済組合法施行令の特例を定めることとした。（第三条関係）

4　派遣警察庁所属職員等（法第一七条第一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法第五六条第一項に規定する地方警務官である者をいう。）に関し、地方公務員等共済組合法等の特例等を定めることとした。（第四条及び第五条関係）

5　法第二七条第一項に規定する政令で定める職員等

㈠　法第二七条第一項に規定する政令で定める職員は、臨時的に任用されている職員等とすることとした。（第六条第一項関係）

㈡　法第二七条第一項において読み替えて準用する法第一六条第二項等に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例によることとした。（第六条第二項関係）

6　法第二七条第一項において準用する法第一七条第七項に規定する派遣職員に関し、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例を定めることとした。（第七条関係）